

革新懇の三つの共同目標

- ①経済を国民本位に転換し、暮らしが豊かになる日本をめざします。
- ②憲法を生かし、自由と人権、民主主義が発展する日本をめざします。
- ③日米安保条約をなくし、非同盟・中立の平和な日本をめざします。

鳥取県革新懇ニュース

No.56

2020年
4月10日

〒680-0811 鳥取県鳥取市西品治806(鳥取県労連気付)
TEL0857-21-3171 FAX0857-21-3172

憲法問題について 私たちが今取り組むこと

なか さき ゆう いち

弁護士 中崎 雄一 さん

中央大学法学部法律学科、明治大学法科大学院を経て、平成21年12月に弁護士法人西川総合法律事務所に入所。
現在、鳥取県弁護士会では憲法委員会委員長を務め、日本弁護士連合会では憲法問題対策本部委員を務めている。



一昨年の3月に自民党の憲法改正推進本部が、改正を目指す4項目について「条文のイメージ(たたき台素案)」を発表しました。その4項目というのが、①自衛隊の明記と、②緊急事態対応、そして、③合区の解消・地方公共団体と、④教育の充実です。現行の憲法は昭和22年5月3日に施行されてから、これまで一度も改正されておらず、憲法の改正に必要な手続きである国民投票が実施されたことはありません。国民投票は、文字通り、憲法改正の是非を国民が投票し、有効投票数の過半数が賛成した場合に憲法が改正される手続きです。その国民投票が近い将来行われることになるかもしれません。憲法が改正されるとどの

ような影響があるのでしょうか。そもそも憲法は、国家権力の行使を制限すること、国民の権利・自由の保障を図るものです。つまり、人権という価値を守るために、国を制約するもので、国民の権利・自由を守る防波堤といえます。そのため、憲法が改正されるということとは国民の権利・自由に変化が生じたり、国の在り方自体が変化することも考えられます。法律に比べて日常生活で憲法の重要性を実感する機会はあまりないかもしれませんが、それは、法律が私たち国民を制約するもので身近なものと言えないのに対して、憲法は国家を制約するものなので、なかなか直接意識することがない

からだと思えます。しかしながら、近い将来国民投票が行われるかもしれない現状では憲法を知らないでは済みません。もし国民投票を行うことになった場合、憲法改正の是非を国民が各々賛成なのか、反対なのか考えなければならぬからです。ただ、いきなり憲法を学べと言われても困る方も多いのではないのでしょうか。現行の憲法が改正されることによって、何がどのように変わるのか、またどのように変わる恐れがあるのか、それらを一から学ぶのはいささか困難かもしれません。私も一から独学ですべてを学び、考えると言われても困ってしまいます。私が所属する鳥取県弁護士会には憲法委員会という委員会があります。その名の通り、憲法に関する活動をする委員会です。憲法委員会では、毎年、憲法に関するシンポジウムや講演会を行っています。市民の皆さんに憲法を教えるといった大層な会ではなく、市民の皆さんと憲法について考える会と私は考えています。また、鳥取県内では憲法に関する活動をされている団体が多々あり、各団体が主催する勉強会に弁護士が講師としてお話しさせていただく機会もありますので、これらの会に参加いただき、憲法について考える一つのきっかけにしたいと思うます。いずれにしても何がどう変えられようとしているのか、その認識を

まず持たなければなりません。また、みんなで憲法を話題にするのも大切です。もちろん憲法改正について、様々な意見があると思いますが、話が話として、憲法に興味を持つ人を増やしていくことが大切なのではないかと思つてます。なぜなら、国民投票では有権者の過半数ではなく、有効投票数の過半数が賛成すれば憲法は改正され、最低投票率の定めも現状ないからです。例えば、有効投票率が40%であれば、有権者の20%以上が賛成すれば憲法は改正されることとなります。このような場合に憲法を改正することを国民が承認したと言えるのでしょうか。国民の権利・自由を守る防波堤であり、国の在り方を左右しうる国の根本規範の正当性に疑問が生じないでしょうか。そのため、国民投票に行く人を一人でも増やすために一人一人ができることをしていくことが大切ではないでしょうか。この原稿を書かせていただいている時点では、鳥取県内においてコロナウイルスの感染者は出ていませんが、日本全土でその影響は計り知れません。そのような状況下では活動が制約されてしまうこともあるかと思つてますが、健康に留意されつつ、私も含めて一人一人が工夫して行動を継続していくことが何より大切なことだと思つてます。

管理型産業廃棄物処分場

建設中止を求めて8年の闘い

大山ふもとの自然環境と米子の水を守る会世話人 錦織陽子



眼下に日本海を望む、現在の一般廃棄物最終処分場（民間）の山側に作る計画。周辺に農地が広がる。

この計画には様々な問題があり、まず、センターが行った平成15年の全県自治体への処分場アンケートに当時の淀江町は「適地なし」と回答。適地に「水源」に隣接し、直上流に位置しない土地」と条件が付いていました。間にか適地条件から削

除。現計画地の旧淀江町と一般廃棄物処分を行う環境プラントが、平成4年5月に結んだ「一般廃棄物処分場以外に使ってはならない」という開発協定違反。県やセンターはこれまで「環境プラントは安全に操業してきた優秀な業者」と持ち上げてきました。

管理型処分場は、猛毒ダイオキシンなどの環境ホルモンや水銀などが持ち込まれ、水・大気を汚染する危険が大きい。企業の要請に依って、平成7年から始まった処分場計画は県内4カ所で住民の反対運動により撤回されました。その後、前片山知事は「県は、ジャッジ役に徹する」としましたが、平井知事は企業誘致と企業活動のためと推進に舵を切りました。鳥取県環境管理事業センター（以下センター）は環境プラント工業（株）の誘いに乗って、米子市淀江町の一般廃棄物処分場の第3工区予定地を産廃処分場に利用しようと計画に乗り出しました。

の反対署名を知事に提出。平成25年1月から淀江地区中心に住民運動がはじまり、これまで学者、弁護士らを招き学習会や講演会など多数開催し、繰り返し県やセンターへの公開質問、要請、申し入れをしましたが、知事は一度も住民に面会しませんでした。「白紙撤回を求める署名」は約3万筆（淀江町内では住民の半数超え）、「市有地を提供するな署名」は約1万1千筆を集め、ピラ配布・宣伝など旺盛に取り組みました。

計画地の46%は米子市有地ですが、米子市長は住民の強い反対を無視して、処分場建設のために市民の土地の提供を決定しました。計画地の旧淀江町と一般廃棄物処分を行う環境プラントが、平成4年5月に結んだ「一般廃棄物処分場以外に使ってはならない」という開発協定違反。県やセンターはこれまで「環境プラントは安全に操業してきた優秀な業者」と持ち上げてきました。

新型コロナ

自粛を求めるなら 国が責任を持って補償を

新型コロナウイルスの感染拡大は日に深刻化していきま。このニュースがみなさんのお手元に届くころには、どういう状況になっているか、予想もできません。3月30日には、タレントの志村けんさんが亡くなり、衝撃が走りました。いつ感染してもおかしくない状況が広がっているという事です。鳥取県では、今日（3/31）の段階では感染者は出ていませんが、これから転出入の時期を迎え、油断はできません。不要不急の外出を控えることの重要性は理解できますが、これを続けることと経済への影響は計り知れません。鳥取民主商工会では、会員や鳥取市の飲食街、末広温泉町を中心にアンケートを実施。配った翌日から、続々と返事が返っています。建設業の方は、システムバスやキッチン部材が中国からはいらないので工事がストップしてしまい、引き渡しができない。飲食業の方は、キャンセルの電話ばかり。レストラン経営者はアルバイトに辞めてもらい、自分分は早朝、スーパの掃除をして食いつないでいるなどの切羽詰まった声も。

【訂正】先月号（No.55）の記事中、湯梨浜9条の会会長の信原裕知さんは、信原和裕さんの誤りでした。



<全労連「ワンストップ労働相談」に寄せられた相談内容(抜粋)>

- *店の売り上げが1/10程度に減った。シフトが削られ収入に不安（飲食業・パート）
- *親方から仕事をあつせんしてもらっているが、コロナの影響で親方からの連絡が1ヶ月無し（建設業）
- *コロナの影響で勤務時間を減らしてくれと言われた（ホテル業・パート）
- *学校が休校になり給食も休みになった。給料がもらえないと生活が困る（学校給食調理員）
- *学校の一斉休校で給食の配送の仕事がなくなり、収入が全くななるので生活できない（学校給食配送・パート）
- *飲食店を経営しているが、キャンセルが多く経営が厳しい。支援策はないか（飲食業・経営者）
- *自宅待機が続いている。最低手取りで1日1万円保障の約束だったが、切り下げの話が出ている（観光バス運転手・正規）
- *スーパーで試食販売員で働いているが、コロナウイルスで試食販売できず休業状態で収入がなくなった（試食販売員・派遣）